

TEPCO

とくとくとくガス床暖プラン

(主契約料金表)

令和5年10月2日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社

ガス料金その他の供給条件の内容

とくとくガス床暖プラン

I 本 則

1 対象となるお客さま

ガス需給約款の適用を受け、東京ガスネットワーク株式会社が定める託送供給約款の供給区域のお客さまで、次のいずれにも該当し、当社との協議が調ったお客さまを対象といたします。

- (1) 当社が、当社の定める方式により、この料金表により算定されたガス料金を継続して請求できること。
- (2) エネルギー源として主に都市ガスを使用し、温水を循環させる機能を有する熱源機（以下「熱源機」といいます。）により、居室の床面下に設置した温水配管によって居室の床面暖房を行なう機器（以下「床暖房」といいます。）を居室で使用されること。
- (3) 住宅または施設付き住宅（1建物に住宅と店舗等の非住宅部分とがあるものをいいます。）の住宅部分において熱源機を使用されること。

2 ガ ス 料 金

ガス料金は、基本料金および従量料金の合計といたします。ただし、従量料金は、別表1（原料費調整）(1)イによって算定された平均原料価格が57,250円を下回る場合は、別表1（原料費調整）(1)ニによって算定された原料費調整額を差し引いたものとし、別表1（原料費調整）(1)イによって算定された平均原料価格が57,250円を上回る場合は、別表1（原料費調整）(1)ニによって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

なお、ガス料金の算定期間の終期が5月1日から11月30日までの場合は料金表（その他期）を、12月1日から4月30日までの場合は料金表（冬期）を、それぞれ適用いたします。

- (1) 料金表（その他期）

使用量が20立方メートルまでの場合には料金表Aを，使用量が20立方メートルをこえ，80立方メートルまでの場合には料金表Bを，使用量が80立方メートルをこえ，200立方メートルまでの場合には料金表Cを，使用量が200立方メートルをこえ，500立方メートルまでの場合には料金表Dを，使用量が500立方メートルをこえ，800立方メートルまでの場合には料金表Eを，使用量が800立方メートルをこえる場合には料金表Fを，それぞれ適用いたします。

イ 料金表 A

(イ) 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	759円00銭
---------	---------

(ロ) 従量料金

従量料金は，その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	145円30銭
-------------	---------

ロ 料金表 B

(イ) 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1,056円00銭
---------	-----------

(ロ) 従量料金

従量料金は，その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	130円45銭
-------------	---------

ハ 料金表 C

(イ) 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	1,232円00銭
-------------	-----------

(ロ) 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立 方 メ ー ト ル に つ き	128円25銭
---------------------	---------

ニ 料 金 表 D

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	1,892円00銭
-------------	-----------

(ロ) 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立 方 メ ー ト ル に つ き	124円95銭
---------------------	---------

ホ 料 金 表 E

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	6,292円00銭
-------------	-----------

(ロ) 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立 方 メ ー ト ル に つ き	116円15銭
---------------------	---------

へ 料 金 表 F

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	12,452円00銭
-------------	------------

(ロ) 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立 方 メ ー ト ル に つ き	108円45銭
---------------------	---------

(2) 料金表 (冬期)

使用量が20立方メートルまでの場合には料金表Aを、使用量が20立方メートルをこえ、80立方メートルまでの場合には料金表Bを、使用量が80立方メートルをこえる場合には料金表Cを、それぞれ適用いたします。

イ 料 金 表 A

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	759円00銭
-------------	---------

(ロ) 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立 方 メ ー ト ル に つ き	145円30銭
---------------------	---------

ロ 料 金 表 B

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	1,265円00銭
-------------	-----------

(ロ) 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立 方 メ ー ト ル に つ き	120円00銭
---------------------	---------

ハ 料 金 表 C

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	2,145円00銭
-------------	-----------

(ロ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立 方 メートル に つ き	109円00銭
------------------	---------

3 床暖バリュー割

床暖バリュー割A、床暖バリュー割Bおよび床暖バリュー割Sは、次に定める適用範囲に従い、別表2（家庭用高効率給湯器）に定めるガス機器（以下「家庭用高効率給湯器」といいます。）または別表3（家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機）に定めるガス機器（以下「家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機」といいます。）を使用され、当社との協議が調ったお客さまに適用いたします。

(1) 床暖バリュー割A

イ 適 用 範 囲

家庭用高効率給湯器を使用されるお客さまに適用いたします。

ロ ガ ス 料 金

各月のガス料金は、2（ガス料金）によってガス料金として算定された金額から(イ)の割引額を差し引いたものといたします。

(イ) 割 引 額

割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、当該金額が(ロ)に定める割引上限額を上回る場合の割引額は、(ロ)に定める割引上限額といたします。また、ガス料金の算定期間における使用量が0立方メートルの場合の割引額は、0円といたします。

割引額＝2（ガス料金）によってガス料金として算定された金額
×3パーセント

なお、割引額の単位は、1円とし、その端数は切り上げます。

(ロ) 割引上限額

1 契約につき	2,619円00銭
---------	-----------

なお、割引上限額の単位は、1円とし、その端数は切り上げます。

(2) 床暖バリュー割B

イ 適用範囲

家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機を使用されるお客さまに適用いたします。

ロ ガス料金

各月のガス料金は、2（ガス料金）によってガス料金として算定された金額から（イ）の割引額を差し引いたものといたします。

(イ) 割引額

割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、当該金額が（ロ）に定める割引上限額を上回る場合の割引額は、（ロ）に定める割引上限額といたします。また、ガス料金の算定期間における使用量が0立方メートルの場合の割引額は、0円といたします。

$$\text{割引額} = 2 \text{（ガス料金）によってガス料金として算定された金額} \\ \times 3 \text{パーセント}$$

なお、割引額の単位は、1円とし、その端数は切り上げます。

(ロ) 割引上限額

1 契約につき	2,619円00銭
---------	-----------

なお、割引上限額の単位は、1円とし、その端数は切り上げます。

(3) 床暖バリュー割S

イ 適用範囲

家庭用高効率給湯器および家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機を使用されるお客さまに適用いたします。

ロ ガス料金

各月のガス料金は、2（ガス料金）によってガス料金として算定された金額から（イ）の割引額を差し引いたものといたします。

（イ） 割 引 額

割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、当該金額が（ロ）に定める割引上限額を上回る場合の割引額は、（ロ）に定める割引上限額といたします。また、ガス料金の算定期間における使用量が0立方メートルの場合の割引額は、0円といたします。

$$\text{割引額} = 2 \text{（ガス料金）によってガス料金として算定された金額} \\ \times 6 \text{パーセント}$$

なお、割引額の単位は、1円とし、その端数は切り上げます。

（ロ） 割 引 上 限 額

1 契 約 に つ き	5,238円00銭
-------------	-----------

なお、割引上限額の単位は、1円とし、その端数は切り上げます。

4 日 割 計 算

- (1) 当社は、ガス需給約款16（ガス料金の算定）（1）イ、ロまたはハの場合は、日割計算をし、ガス料金を算定いたします。この場合のガス料金は、（3）によって算定された日割計算後基本料金および（4）によって算定された従量料金の合計といたします。ただし、従量料金は、別表1（原料費調整）（1）イによって算定された平均原料価格が57,250円を下回る場合は、別表1（原料費調整）（1）ニによって算定された原料費調整額を差し引いたものとし、別表1（原料費調整）（1）イによって算定された平均原料価格が57,250円を上回る場合は、別表1（原料費調整）（1）ニによって算定された原料費調整額を加えたものといたします。
- (2) 2（ガス料金）（1）の適用を受ける場合の（3）の日割計算後基本料金および（4）の従量料金の算定にあたっては、使用量がイによって算定された値までの場合は2（ガス料金）（1）イの料金表Aを、使用量がイによって算定された値をこえ、ロによって算定された値までの場合は2（ガス料金）（1）ロ

の料金表Bを，使用量がロによって算定された値をこえ，ハによって算定された値までの場合は2（ガス料金）(1)ハの料金表Cを，使用量がハによって算定された値をこえ，ニによって算定された値までの場合は2（ガス料金）(1)ニの料金表Dを，使用量がニによって算定された値をこえ，ホによって算定された値までの場合は2（ガス料金）(1)ホの料金表Eを，使用量がホによって算定された値をこえる場合は2（ガス料金）(1)への料金表Fを，それぞれ適用いたします。

また，2（ガス料金）(2)の適用を受ける場合の(3)の日割計算後基本料金および(4)の従量料金の算定にあたっては，使用量がイによって算定された値までの場合は2（ガス料金）(2)イの料金表Aを，使用量がイによって算定された値をこえ，ロによって算定された値までの場合は2（ガス料金）(2)ロの料金表Bを，使用量がロによって算定された値をこえる場合は2（ガス料金）(2)ハの料金表Cを，それぞれ適用いたします。

ただし，ガス需給約款16（ガス料金の算定）(1)ハに該当する場合は，イ，ロ，ハ，ニおよびホの

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は，} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

なお，イ，ロ，ハ，ニおよびホによって算定された値の単位は，1立方メートルとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{イ} \quad 20 \text{立方メートル} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

$$\text{ロ} \quad 80 \text{立方メートル} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

$$\text{ハ} \quad 200 \text{立方メートル} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

$$\text{ニ} \quad 500 \text{立方メートル} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

$$\text{ホ } 800 \text{立方メートル} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

- (3) 日割計算後基本料金は、(2)により適用することとされた基本料金に以下の値を乗じてえた値といたします。

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、ガス需給約款16（ガス料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

なお、日割計算後基本料金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (4) 従量料金は、(2)により適用することとされた従量料金といたします。
(5) 割引上限額の日割計算は、次によるものといたします。

$$\text{割引上限額} = \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、ガス需給約款16（ガス料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

- (6) ガス需給約款16（ガス料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。

また、ガス需給約款16（ガス料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

5 ガス料金の精算

お客さまが1（対象となるお客さま）(2)または(3)の条件を満たさずにガスを使用された場合、当社は、条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、当社が別に定めるとくどくガスプラン（主契約料金表）にもとづきガス

料金として算定される金額と既に申し受けたガス料金との差額を申し受けることがあります。

また、床暖バリュー割の適用を受けるお客さまが3（床暖バリュー割）（1）イ、（2）イまたは（3）イの条件を満たさずにガスを使用された場合、当社は、条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、2（ガス料金）にもとづきガス料金として算定される金額（3〔床暖バリュー割〕（3）の適用を受けるお客さまが、3〔床暖バリュー割〕（3）イの条件を満たさない場合で、3〔床暖バリュー割〕（1）イの条件を満たしてガスを使用されたときは、3〔床暖バリュー割〕（1）ロにもとづきガス料金として算定される金額とし、3〔床暖バリュー割〕（2）イの条件を満たしてガスを使用されたときは、3〔床暖バリュー割〕（2）ロにもとづきガス料金として算定される金額といたします。）と既に申し受けたガス料金との差額を申し受けることがあります。

6 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

この料金表による供給ガスにおける熱量、圧力、燃焼性は、次のとおりといたします。

なお、供給ガスは、燃焼性によって類別されており、この料金表による供給ガスの類別は13Aであるため、13Aとされているガス機器が適合いたします。

熱量	標準熱量	……45メガジュール
	最低熱量	……44メガジュール
圧力	最高圧力	……2.5キロパスカル
	最低圧力	……1.0キロパスカル
燃焼性	最高燃焼速度	……47
	最低燃焼速度	……35
	最高ウォッベ指数	……57.8
	最低ウォッベ指数	……52.7

7 その他

(1) その他の事項については、ガス需給約款に定めるところによるものとい

たします。

- (2) この料金表の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

II 実施細目（床暖バリュー割にかかわる取扱い）

1 家庭用高効率給湯器および家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機

- (1) 当社は、お客さまの家庭用高効率給湯器または家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機の機能を確認させていただきます。この場合、お客さまに家庭用高効率給湯器または家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。
- (2) お客さまが、家庭用高効率給湯器または家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

2 割 引 額

- (1) 床暖バリュー割の適用開始の日は、原則として、床暖バリュー割の適用に係る協議が調った日以降、この料金表のガス料金適用開始の日または検針日といたします。
- (2) 割引種別の変更を希望される場合の変更後の割引種別適用開始の日は、原則として変更後の割引種別の適用に係る協議が調った日以降の検針日といたします。
- (3) ガス需給約款16（ガス料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときは、ガス料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引額を算定いたします。
- (4) 3（床暖バリュー割）(1)イ、(2)イまたは(3)イの条件を満たさなくなった場合、当社は、床暖バリュー割の適用を終了いたします。

附 則（実施期日）

この料金表は，令和 5 年10月 2 日から実施いたします。

別 表

1 原料費調整

(1) 原料費調整額の算定

イ 平均原料価格

1トン当たりの平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均原料価格の単位は、10円とし、その端数は、1円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LNG価格

B = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LPG価格

$$\alpha = 0.9479$$

$$\beta = 0.0546$$

ロ 原料費調整単価

原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

(イ) 1トン当たりの平均原料価格が57,250円を下回る場合

原料費調整単価

$$= (57,250\text{円} - \text{平均原料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

(ロ) 1トン当たりの平均原料価格が57,250円を上回る場合

原料費調整単価

$$= (\text{平均原料価格} - 57,250\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

なお、原料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、(イ)によって算定する場合は切り上げ、(ロ)によって算定する場合は切り捨てます。

ハ 原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調

整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に使用されるガスに適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

二 原料費調整額

原料費調整額は、その1月の使用量に口によって算定された原料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均原料価格が100円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 立方メートルにつき	8 銭 1 厘
-------------	---------

(3) 原料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LNG価格および1トン当たりの平均LPG価格ならびに(1)ロによって算定された原料費調整単価をお知らせいたします。

2 家庭用高効率給湯器

家庭用高効率給湯器とは、エネルギー源として主に都市ガスを使用するガス機器で、次のいずれにも該当するものをいいます。

- (1) 居室に温水を供給するための給湯器であること
- (2) 潜熱を回収するための熱交換器を有すること
- (3) 給湯熱効率が90%以上であること

3 家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機

家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機とは、熱源機により温水を供給して、浴室や脱衣室の暖房乾燥を行なうガス機器をいいます。